

## 景品表示法及び特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入に伴う消費者契約法上の論点について

1. いわゆる消費者団体訴訟制度（内閣総理大臣により認定された消費者団体が差止請求をすることができる制度。参考 1）は、既に平成 18 年改正消費者契約法（平成 19 年 6 月施行）により同法に導入され、現時点で 4 団体が適格消費者団体として認定されている（参考 2）。
2. 改正消費者契約法の成立時における衆・参両議院の附帯決議では、独占禁止法、景品表示法及び特定商取引法等における消費者団体訴訟制度の導入が検討事項とされたほか、消費者基本計画でも、独占禁止法、景品表示法及び特定商取引法における消費者団体訴訟制度の導入が検討事項とされていた（参考 3）。これに関しては、公正取引委員会及び経済産業省で検討がされ、景品表示法及び特定商取引法に消費者団体訴訟制度を導入することとし、基本的に消費者契約法上の消費者団体訴訟制度を踏襲するとともに、それぞれの法ごとに適格消費者団体の認定をすること等が取りまとめられている（参考 4）。
3. しかしながら、消費者契約法上の認定要件・認定手続（参考 5）及び認定後の適格消費者団体に係る手続規定（参考 6）と類似のものが景品表示法及び特定商取引法に規定されつつ、認定をそれぞれの法ごとにすることとした場合、申請者である消費者団体及び認定後の適格消費者団体の事務負担が増加するとともに、行政コストの効率性の観点からも問題を生ずるおそれがある（ ）。  
また、消費者契約法、景品表示法及び特定商取引法上の不当行為に関する差止請求権を考えた場合、要件が重なり合うことにより、同一事件において、複数の法上の差止請求権が成立することがあり得るところ（参考 7）この場合、それぞれの法ごとに適格消費者団体の認定をするとしながら何らの措置を講じなければ、それぞれの法ごとに認定された適格消費者団体がそれぞれの法上の差止請求権を行使することにより、事業者の過大な応訴負担や訴訟不経済等の弊害を生ずるおそれがある（ ）。
4. 上記 の問題については、消費者行政を統一的・一元的に推進する観点から（参考 8）できる限り認定・監督に係る手続を一本化すべきと考えられるところ、消費者契約法、景品表示法及び特定商取引法それぞれの法の趣旨・目的（参考 9）の異同を踏まえる必要がある。

の問題については、紛争の一次的解決の観点から同一事件に係る請求権

の制限について規定する消費者契約法第 12 条第 5 項第 2 号や、移送（同法第 44 条） 弁論の必要的併合（第 45 条）等の規定（参考 10）を活用することが考えられるところ、これらの規定は、いずれも消費者契約法上の「差止請求」に関するものであり、景品表示法及び特定商取引法上の差止請求に当然には適用されないことに留意する必要がある。

- 5．なお、諸外国においては、当初、個々の法ごとに消費者団体訴訟制度を導入しつつも、その後、認定手続を一本化した例（ドイツ）や、当初から認定手続を一本化しつつ、差止請求の対象を拡張した例（フランス）等がある（参考 11）。

以上を踏まえ、

申請者である消費者団体及び認定後の適格消費者団体の事務負担を軽減しつつ、事業者の応訴負担等の弊害を可及的に排除する観点からは、認定・監督及び訴訟手続を消費者契約法に一本化する（消費者契約法に基づき内閣総理大臣により認定された適格消費者団体が、景品表示法及び特定商取引法上の差止請求権をも行使することができることとし、これらの差止請求権の行使について、消費者契約法第 12 条第 5 項第 2 号や同法第 44 条、第 45 条等の規定による規律に委ねることとする。）のが適当と考えられるが、どうか。

法の趣旨・目的の異同については、消費者契約法、景品表示法及び特定商取引法とも、消費者が当事者となる取引（消費者取引）の適正化により消費者の利益を擁護しようとするものである点において共通しているものと捉えるのが適当と考えられるが、どうか。

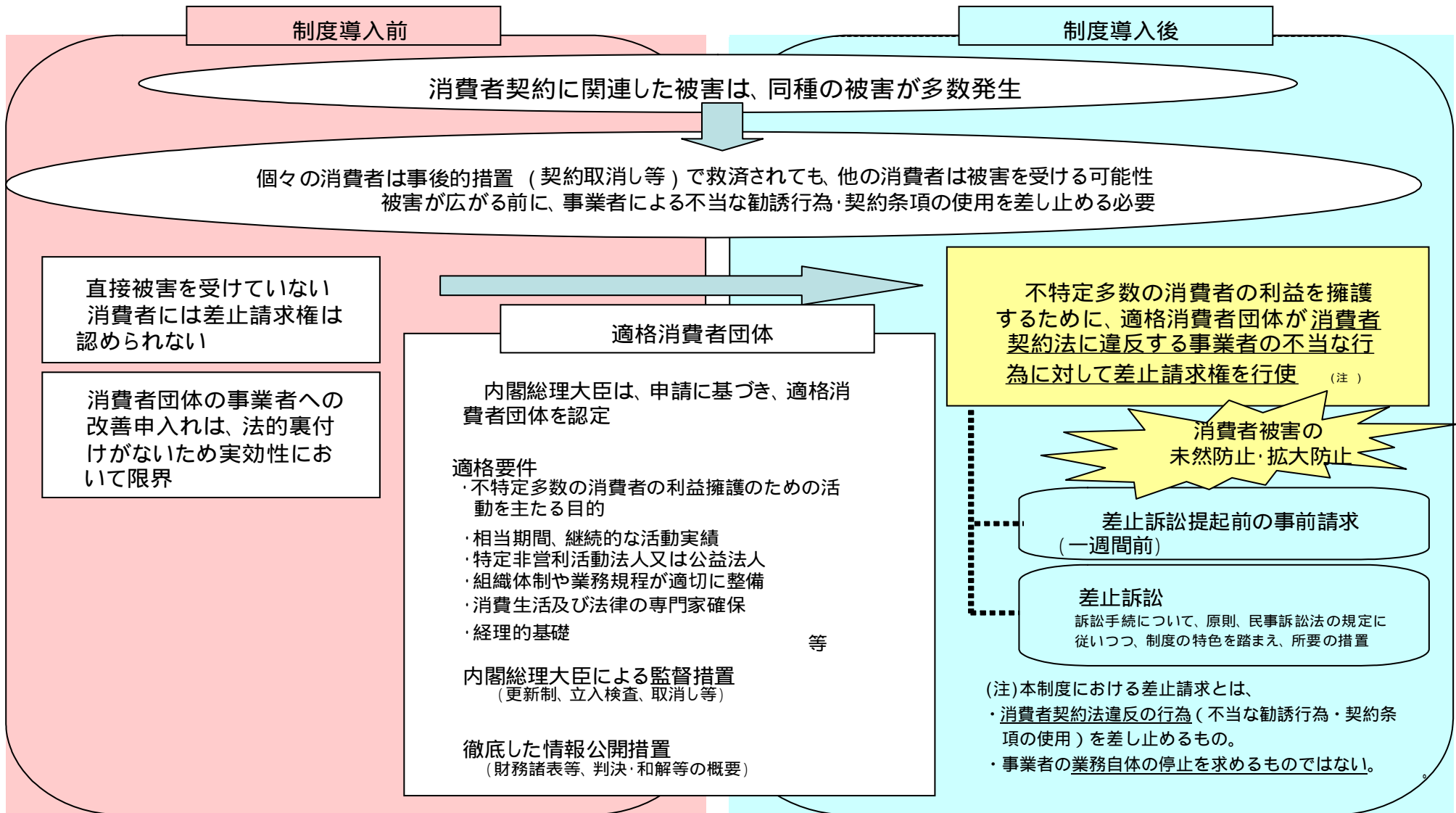
消費者契約法上の認定要件及び欠格事由のうち、形式的ないし組織的要件は、仮にそれぞれの法ごとに適格消費者団体を認定することとした場合でも共通する性質のものであり、実質的判断を要し異なり得ると考えられるのは「目的及び活動実績」（消費者契約法第 13 条第 3 項第 2 号）の要件のみと考えられるところ、これについても「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うこと」とある規定の中に景品表示法及び特定商取引法上の不当行為に関する活動を読み込むことができるのではないか。

消費者契約法により認定された適格消費者団体が景品表示法及び特定商取引法上の差止請求権を行使することができることとした場合、認定及び監督において、内閣総理大臣と公正取引委員会及び経済産業大臣とが連携を図ることとするのが適当ではないか（参考 12）。

景品表示法及び特定商取引法上の行政措置と適格消費者団体による差止

請求権の行使との関係について、行政庁と適格消費者団体との連携を図る観点から、適格消費者団体による差止請求権の行使状況について、現在の消費者契約法第 23 条第 4 項により適格消費者団体から報告を受ける内閣総理大臣と公正取引委員会及び経済産業大臣との間で情報共有をすることとするのが適当ではないか（参考 13）。

# 【参考1】 消費者団体訴訟制度の概要



## 【参考2】 適格消費者団体の活動状況について

名称	特定非営利活動法人消費者機構日本	特定非営利活動法人消費者支援機構関西	社団法人全国消費生活相談員協会	特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
住所・差止請求関係業務を行う地	東京都千代田区六番町15番地主婦会館プラザエフ6階	大阪府大阪市中央区大手前1丁目7番31号大阪マーチャングイズ・マートビル1階 大阪府消費生活センター内	東京都港区高輪3丁目13番地22号国民生活センター内 大阪府大阪市中央区北浜2丁目6番26号大阪グリーンビルディング内	京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒロセビル5階
申請日・認定日	平成19年6月7日申請 平成19年8月23日認定	平成19年6月7日申請 平成19年8月23日認定	平成19年8月31日申請 平成19年11月9日認定	平成19年10月12日申請 平成19年12月25日認定
代表者等の氏名	会長 根来 泰周 理事長 品川 尚志	会長 北川 善太郎 理事長 榎 彰徳	会長 及川 昭伍 理事長 下谷内 富士子	理事長 野々山 宏
目的	この法人は、各種の消費者問題に関して、消費者・消費者団体、研究者・弁護士・司法書士など消費者問題専門家、ならびに関係諸機関との連携・相互援助を図りつつ、各種消費者被害の実態調査・研究・拡大防止・被害者支援、消費者への情報提供・啓発、事業者に対する情報提供・啓発と自主ルール策定への関与、市場の監視、消費者団体訴訟制度をはじめとした各種消費者政策に関する研究・提言、ならびに消費者団体訴訟制度の活用などを行い、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的とする。(定款第3条)	この法人は、消費者の権利に関して、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連携・連絡・助言・相互援助等を図りつつ、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の未然もしくは拡大の防止、及び被害救済のための活動を行うことにより、消費者全体の利益擁護を図り、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的とする。(定款第3条)	この法人は、消費生活問題に関する専門家を効率的に組織し、会員の資質及び社会的地位の向上に努めるとともに、地域活動を通じて、消費生活に関する相談に係る情報や消費生活に関する情報を収集・提供し、さらに消費者被害の発生又は拡大防止及び被害救済のための活動などを行い、もって消費生活の安定・向上に寄与することを目的とする。(定款第3条)	この法人は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、消費者契約における消費者の権利に関して、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連携・連絡・助言・相互援助等を図りつつ、各種消費者契約問題に関わる調査、救済、支援、情報提供等を通じて人権の擁護を図るとともに、出版・講演等を通じて社会教育の推進に寄与することを目的とする。(定款第3条)
社員数	131名 (うち、団体会員5名 平成19年10月4日時点)	109名 (うち、団体会員14名 平成19年6月7日時点)	1862名 (うち、団体会員0名 平成19年7月31日時点)	94名 (うち、団体会員3名 平成19年10月12日時点)
活動状況	【消費者契約法第23条第4項に基づく通知・報告がされた件数】7件(注:同一の申入れに関する通知・報告の重複を除く) 【申入れ等の根拠とした法律】消費者契約法5件、特定商取引法3件 他(注:マルチカウント) 【改善のみられるもの】:4件(いずれも消費者契約法違反を根拠としたもの) 【内容】・不動産賃貸借業者への申入れ(原状回復義務等)継続案件であった ・出版社・教材販売業者(中途解約金・勧誘等)への申入れ ・予備校(入学金等不返還)への申入れ等について、契約条項の改善に至るなどしており、訴訟に至らずとも解決している事例がみられる。 また、特定商取引法に基づく申入れの一部については、行政への申し出を実施して終了しているものもみられる。	【消費者契約法第23条第4項に基づく通知・報告数】7件 【申入れ等の根拠とした法律】消費者契約法5件 他 【改善のみられるもの】2件(いずれも消費者契約法違反を根拠としたもの)(注:5件とも継続交渉中) 【内容】 ・不動産賃貸業者(原状回復義務等)等について、契約条項の問題点を問い合わせる活動を実施。一部については、問い合わせがされた段階で問題となった契約条項の削除や改定が行われてるなどしている。	認定後、消費者契約法第23条第4項に基づく通知・報告はされていない。	【消費者契約法第23条第4項に基づく通知・報告数】2件 【申入れ等の根拠とした法律】消費者契約法2件 他 【改善のみられるもの】0件(注:2件とも継続交渉中) 【内容】・不動産賃貸借業者(敷金等の差引特約等)についての41条に基づく1週間前の事前請求を実施

(注:申請団体の状況)

申請団体の状況:平成19年1月24日現在1団体(消費者ネット広島)

### 【参考3】

#### 衆議院 内閣委員会 消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成18年4月28日）

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一・二 （略）

三 消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、司法アクセスの改善手法の展開を踏まえつつ、その必要性等を検討すること。また、特定商取引法、独占禁止法、景品表示法等の消費者関連諸法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めること。

四～八 （略）

#### 参議院 内閣委員会 消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）（平成18年5月30日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一～七 （略）

八、消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、司法アクセスの改善手法の展開や犯罪収益剥奪・不当利益返還の仕組みの検討を踏まえつつ、その必要性等を検討すること。また、特定商取引法、独占禁止法、景品表示法等の消費者関連諸法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めること。

九 （以下略）

#### 司法制度改革推進計画（抄）（平成14年3月19日閣議決定）

##### 第1 民事法制度の改革

##### 7. 裁判所へのアクセス拡充

##### （4）被害救済の実効化

##### イ. 少額多数被害への対応

いわゆる団体訴権の導入、導入する場合の適格団体の決め方等について、法分野ごとに、個別の実体法において、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮した検討を行う。（内閣府、公正取引委員会、経済産業省）

## 消費者基本計画（抄）（平成 17 年 4 月 8 日閣議決定）

### 3．今次基本計画における消費者政策の重点

#### （5）消費者団体訴訟制度の導入

消費者契約に関わる被害は、一般に、同種の被害が多数の者に及ぶことが多く、消費者被害の未然防止・拡大防止が重要な課題となっている。

消費者団体は、消費者の利益の擁護を図るため、消費者に代わって、市場において事業者の行為を監視するなど、消費者の視点に立って活動することが期待されている。

しかしながら、事業者の不当な行為の改善を求める消費者団体による自主的な活動だけではその実効性に限界があることから、消費者団体が消費者全体の利益のために訴えを提起することを認める制度を導入する必要がある。

・一定の消費者団体が、消費者全体の利益を擁護するため、事業者の不当な行為に対し、差止めを求める訴えを提起することを認める制度の導入に向けて、消費者契約法を基本として検討する。

[ 内閣府 ]

平成 18 年通常国会に関連法案を提出する。

・独占禁止法及び景品表示法における団体訴権の導入について検討する。

[ 公正取引委員会 ]

平成 19 年までに一定の結論を得る。

## 消費者基本計画の検証・評価・監視について（抄）（平成 18 年 7 月 26 日消費者政策会議決定）

・計画の進捗状況

### 2．消費者の自立のための基盤整備

#### （2）消費者団体訴訟制度の導入

内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体に、消費者契約法に規定する事業者等の不当な行為に対する差止請求権を認める「消費者契約法の一部を改正する法律」が成立（平成 19 年 6 月施行）。 <内閣府>

・今後の重点的な取組み

### 2．消費者の自立のための基盤整備

#### （2）消費者団体訴訟制度の導入

「消費者契約法の一部を改正する法律」が平成 19 年 6 月 7 日から施行されることから、政令、内閣府令、審査基準等の整備や制度の周知徹底など、消費者団体訴訟制度の円滑な導入に向けて準備を進める。 [平成 18 年度] <内閣府>

改正消費者契約法の施行状況を踏まえつつ、独占禁止法及び景品表示法

における団体訴権の導入について検討する。[平成 19 年までに一定の結論を得る。] <公正取引委員会>

特定商取引法における消費者団体訴訟制度の導入について検討を進める。  
[平成 18 年度] <経済産業省>

**消費者基本計画の検証・評価・監視について(抄)(平成 19 年 7 月 3 日消費政策会議決定)**

・計画の進捗状況

2. 消費者の自立のための基盤整備

「消費者団体訴訟制度の導入」として、内閣府は、適格消費者団体の欠格事由に関する法律を定めた政令、消費者契約法施行規則、適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインをそれぞれ制定するとともに、制度の周知広報を図るため、シンポジウムや説明会を実施した。経済産業省は、産業構造審議会において、特定商取引法における消費者団体訴訟制度の導入について検討を開始した。

・今後の重点的取組み

2. 消費者の自立のための基盤整備

(2) 消費者団体訴訟制度の導入

改正消費者契約法の施行状況を踏まえつつ、独占禁止法及び景品表示法における団体訴権の導入について検討する。[平成 19 年までに一定の結論を得る。] <公正取引委員会>

特定商取引法における消費者団体訴訟制度の導入について検討する。[平成 19 年度までに一定の結論を得る。] <経済産業省>

#### 【参考4】

#### 公正取引委員会 団体訴訟制度に関する研究会報告書「独占禁止法・景品表示法における団体訴訟制度の在り方について」(抄)(平成19年7月12日)

##### 第3 今後の団体訴訟制度導入への検討の進め方

消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、景品表示法違反行為に対する差止請求権を一定の消費者団体に付与する制度創設について、消費者契約法に導入された消費者団体訴訟制度を踏まえて具体的な制度設計を進めるべきである。

また、景品表示法に消費者団体訴訟制度を導入するに当たっては、公正取引委員会と適格消費者団体の関係について整理することが必要である。

#### 経済産業省 産業構造審議会消費経済部会特定商取引小委員会 報告書(抄) (平成19年12月10日)

##### 第2章 取引類型間で横断的な事

##### 2. 消費者団体訴訟(訴権)制度の導入へ

##### 基本的考え方

特定商取引法の対象となる商取引における消費者トラブルの解消に資するため、個々の消費者による権利主張や行政機関による取締りに加えて、消費者団体による監視が実効性を持って行われるようにするとの観点から消費者団体訴訟制度を導入するべきである。その際、できるだけ早急に消費者団体による差止請求制度を導入するべきとの観点から、特定商取引法に導入されるべき制度は、消費者契約法に導入された消費者団体訴訟(訴権)制度を基本的に踏襲することが適当である。

なお、損害賠償請求権の取扱いなど、消費者契約法への消費者団体訴訟の導入時に議論された事項については、消費者団体の認定手続の統一化の問題等とあわせて、消費者契約法の施行実績も見た上で、政府全体として検討していくべき課題と考えられる。

##### 具体的措置

- (1) 消費者契約法に基づき差止請求を提起できる団体と、特定商取引法に基づき差止請求を提起できる団体とを、手続的に別個に認定することとする。その際、他の法制度上の適格団体の更新時期との整合性の確保等、運用上の工夫を最大限検討し、極力申請手続きの事務負担の軽減を図るべきである。
- (2) 国や都道府県と適格消費者団体との連携を図るため、団体からの訴訟業務に関する情報を、国及び、国を通じて都道府県とで共有されることが強く要請される。このため、具体的な情報共有の仕組みを制度開始までに構築することが必要である。
- (3) 特定商取引法には、

- ・ 不当勧誘行為を規制する規定
- ・ 不当契約条項を規制する規定
- ・ 不当広告（表示）行為を規制する規定

の3種類の規定が設けられているが、これらの規定全体を消費者団体訴訟（訴権）の訴えの根拠となる条項として採用すべきである。なお、特定商取引法第7条のように、行政命令の対象となる行為を定めている条項についても、原則として、訴訟（訴権）提起の根拠となる条項として採用すべきである。

（４）団体の提起した訴訟手続き相互の関係に関する、後訴制限や手続併合については、当面、消費者契約法に導入されている団体訴訟（訴権）制度の仕組みを踏襲することが適当である。

（５）消費者団体の訴訟手続きと、行政機関の行政処分との関係については、適切な訴訟業務を団体が行っているかどうかに関する行政監督上の問題と捉えるべきである。団体の認定を行う経済産業大臣は、国及び都道府県の行政処分の状況を踏まえ、団体の訴訟業務の遂行状況を適切に監督し、およそ不合理な訴訟業務の遂行がなされている場合には、認定の取消し等所要の措置を講じることができることとするべきである。

## 生活安心プロジェクト 「緊急に講ずる具体的な施策」(抄)(平成 19 年 12 月 17 日「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合)

### 2 5つの分野

#### （４）「守る」～暮らしの安心を守るルールづくり

悪徳商法の根絶に向けた制度を整備する

ア．新手法の悪徳商法等に機動的に対処するため，訪問販売や通信販売等に関する規制対象を限定列挙方式から原則適用方式へ転換するとともに，認定を受けた消費者団体が差止請求できる消費者団体訴訟制度の導入や，高齢者等に対する過量販売契約の取消し権の創設等を行う。（次期通常国会に特定商取引法改正案提出予定）（経済産業省）

イ．（略）

ウ．消費者の適正な商品選択をゆがめる不当表示を抑止するため，一定の不当表示への課徴金を新設するとともに，認定を受けた消費者団体が差止請求できる消費者団体訴訟制度を導入する。（次期通常国会に景品表示法改正案提出予定）（公正取引委員会）

エ．インターネット取引や高齢者等をめぐる消費者トラブルの増加に対し，取り消すことのできる不当な勧誘行為や，無効となる不当な契約条項の範囲を拡大するよう消費者契約法を見直す。（20 年度）（内閣府）

オ．～カ．（略）

## 【参考5】 消費者契約法上の認定要件

### 法人格（法第13条第3項1号）

- ・ 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること

### 目的及び活動実績（法第13条第3項2号）

- ・ 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、
- ・ 現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること

### 体制及び業務規程（法第13条第3項3号）

- ・ 差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が適切に整備されていること

### 理事及び理事会（法第13条第3項4号）

- イ 差止請求関係業務の執行を決定する機関として理事をもって構成する理事会が置かれており、かつ、定款で定めるその決定の方法が次に掲げる要件に適合していると認められること
  - (1) 当該理事会の決議が理事の過半数又はこれを上回る割合以上の多数決により行われるものとされていること
  - (2) 第四十一条第一項の規定による差止請求、差止請求に係る訴えの提起その他の差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の決定が理事その他の者に委任されていないこと
- ロ 理事の構成が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものでないこと
  - (1) 理事の数のうちに占める特定の事業者（当該事業者との間に発行済株式の総数の二分の一以上の株式の数を保有する関係その他の内閣府令で定める特別の関係のある者を含む。）の関係者（当該事業者及びその役員又は職員である者その他の内閣府令で定める者をいう。（2）において同じ。）の数の割合が三分の一を超えていること
  - (2) 理事の数のうちに占める同一の業種（内閣府令で定める事業の区分をいう。）に属する事業を行う事業者の関係者の数の割合が二分の一を超えていること

この場合において、法第13条第3項第2号に掲げる要件に適合する者は、上記の(1)又は(2)に規定する事業者に該当しないものとみなされる。（いわゆる消費者団体等の適用除外）

### ○差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験（法第 13 条第 3 項 5 号）

- ・ 差止請求の要否及びその内容についての検討を行う部門において次のイ及びロに掲げる者（以下「専門委員」と総称する。）が共にその専門的な知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らして、差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること

イ 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談（第四十条第一項において「消費生活相談」という。）その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める条件に適合する者

ロ 弁護士、司法書士その他の法律に関する専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める条件に適合する者

### ○経理的基礎を有すること（法第 13 条第 3 項 6 号）

- ・ 差止請求関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること

### ○差止請求関係業務以外の業務（法第 13 条第 3 項 7 号）

- ・ 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによって差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと

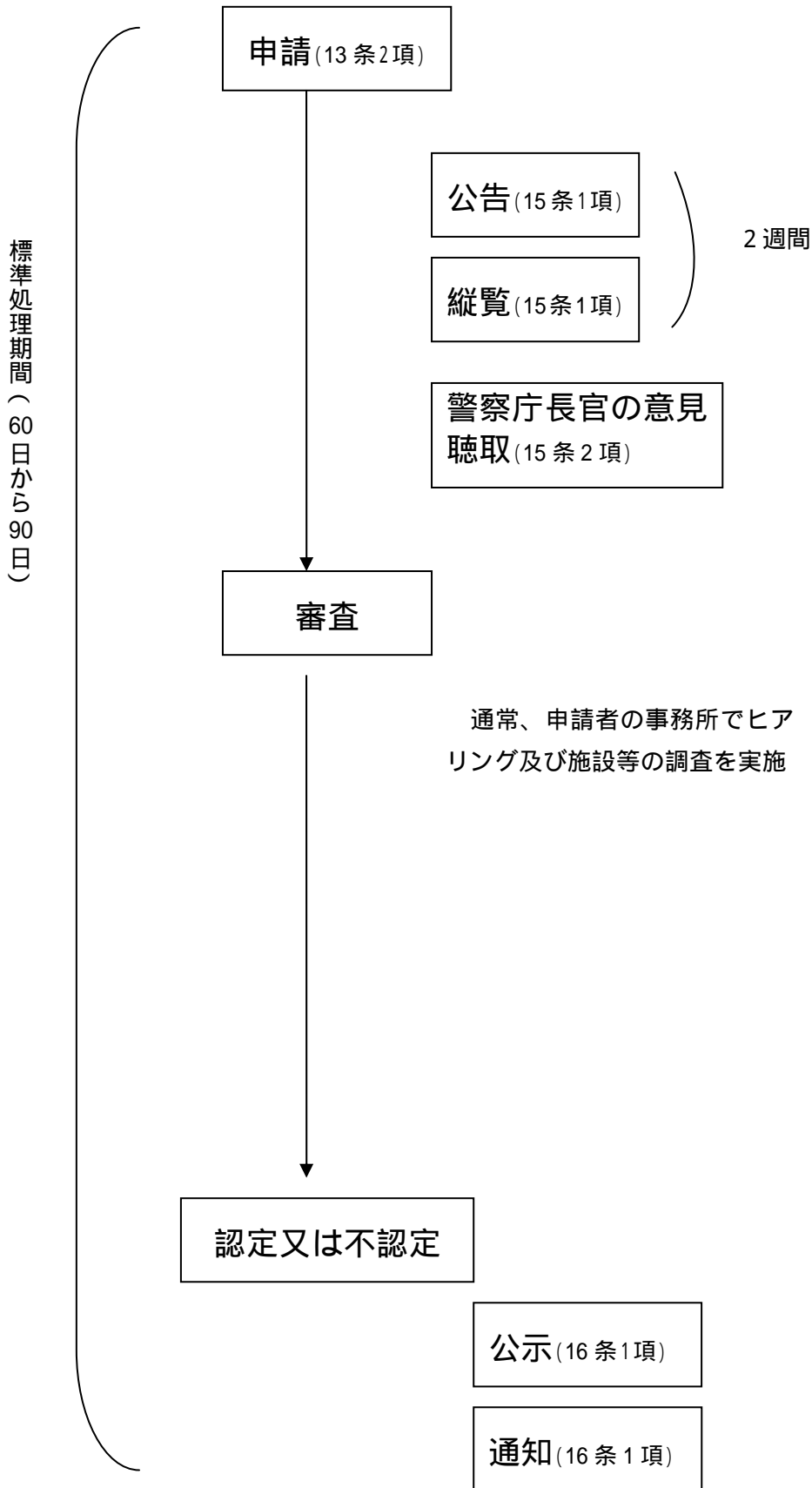
### ○欠格事由（法第 13 条第 5 項）

下記のような事由に該当する法人は認定を受けることができないこととして欠格事由を定めている。

- ・ この法律その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金刑に処せられたこと等に関する欠格事由（第 1 号）
- ・ 適格消費者団体の認定の取消しに関する欠格事由（第 2 号）
- ・ 暴力団員等に関する欠格事由（第 3 号・第 4 号）
- ・ 政治団体に関する欠格事由（第 5 号）
- ・ 役員に関する欠格事由（「消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの」などに違反すること等。第 6 号）

# 認定手続の流れ

< 現在の消費者契約法上の手続 >



## 【参考6】認定後の適格消費者団体に関する主な手続規定

### 認定の有効期間の更新(消費者契約法第17条)

第十七条 第十三条第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して三年とする。

- 2 前項の有効期間の満了後引き続き差止請求関係業務を行おうとする適格消費者団体は、その有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 前項の有効期間の更新を受けようとする適格消費者団体は、第一項の有効期間の満了の日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「更新申請期間」という。)に、内閣総理大臣に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
- 4～6 (略)

### 変更の届出(消費者契約法第18条)

第十八条 適格消費者団体は、第十四条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号(第二号及び第十一号を除く。)に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、その変更が内閣府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

### 合併の届出及び認可(消費者契約法第19条)

### 事業の譲渡の届出及び認可(消費者契約法第20条)

### 解散の届出(消費者契約法第21条)

### 差止請求権の行使に係る通知・報告(消費者契約法第23条第4項)

条文及び趣旨については、後掲36頁参照

### 区分経理(消費者契約法第29条第2項)

### 帳簿書類の作成及び保存(消費者契約法第30条)

適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、その業務及び経理に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

### 財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等(消費者契約法第31条)

適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録(電

子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成しなければならない。

2 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度、その差止請求関係業務その他の業務がこの法律の規定に従い適正に遂行されているかどうかについて、その業務の遂行の状況の調査に必要な学識経験を有する者が行う調査を受けなければならない。

3 適格消費者団体の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。

一 ~ 八 (略)

4 何人も、適格消費者団体の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該適格消費者団体の定めた費用を支払わなければならない。

一 ~ 四 (略)

5 適格消費者団体は、前項各号に掲げる請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

6 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、第三項第三号から第六号まで及び第八号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

## 【参考7】 景品表示法の概要（不当表示規制）

### 優良誤認（4条1項1号）

商品・サービスの品質，規格その他の内容について，一般消費者に著しく優良であると誤認される表示

（例）

- ・ ホルスタイン牛の肉の缶詰であるにもかかわらず「松阪牛の缶詰」と表示
- ・ 10万キロ以上走行した中古車であるにもかかわらず「3万キロ走行」と表示

### 不実証広告規制（4条2項）

公正取引委員会は，商品・サービスの内容（効果，性能等）について著しく優良であると示す表示につき，期間を定めて，事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠の提出を求めることができる。

事業者が合理的な根拠を提出しない場合には，不当表示として規制。

### 有利誤認（4条1項2号）

商品・サービスの価格その他の取引条件について，一般消費者に著しく有利であると誤認される表示

（例）

- ・ 架空の比較対照価格（メーカー希望小売価格など）を用いた不当な二重価格表示
- ・ インターネット接続サービスの提供開始に要する期間を実際よりも著しく短く表示

### 優良誤認・有利誤認のほか誤認されるおそれのある表示（4条1項3号）

優良誤認・有利誤認のほか，商品・サービスの取引に関する事項について，一般消費者に誤認されるおそれがあると認めて公正取引委員会が指定する表示

【現在指定されているもの】

- ・ 無果汁の清涼飲料等についての表示
- ・ 商品の原産国に関する不当な表示
- ・ おとり広告に関する表示
- ・ 有料老人ホームに関する不当な表示

等 計6つ

# 特定商取引に関する法律の概要

「特定商取引に関する法律」は、訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律(旧称:訪問販売等に関する法律)。

## 1. 本法律の対象となっている取引類型

### 1. 訪問販売

自宅への訪問販売、キャッチセールス(路上等で呼び止めた後営業所等に同行させて販売)、アポイントメントセールス(電話等で販売目的を告げずに事務所等に呼び出して販売)等

### 2. 電話勧誘販売

電話で勧誘し、申込を受ける販売

### 3. 通信販売

新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申込を受ける販売

### 4. 特定継続的役務提供

長期・継続的な役務の提供とこれに対する高額の対価を約する取引(現在、エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室の6役務が対象)

### 5. 連鎖販売取引

個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させる形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品等の販売

### 6. 業務提供誘引販売取引

「仕事を提供するので収入が得られる」と誘引し、仕事に必要であるとして、商品等をもって金銭負担を負わせる取引

## 2. 法律の内容

左記類型毎に多少の差がある

### 行政規制

事業者に対して、消費者への適正な情報提供等の観点から、各取引類型の特性に応じて、以下の規制。違反に対しては、業務改善の指示、業務停止の行政処分又は罰則。

#### )氏名等の明示の義務づけ

勧誘開始前に、事業者名、勧誘目的である旨などを消費者に告げ、これを義務づけ

#### )広告規制

広告をする際には、重要事項を表示することを義務づけ、虚偽・誇大な広告を禁止

#### )不当な勧誘行為の禁止

不実告知(虚偽説明)、重要事項(価格・支払条件等)の故意の不告知や威迫困惑を伴う勧誘行為等を禁止

#### )書面交付義務

契約締結時などに、重要事項を記載した書面を交付することを義務づけ

### 民事ルール

消費者が意に反する契約により不当な損害を受けないよう、消費者による契約の解除、意思表示の取消し等を認め、また、事業者による法外な損害賠償請求を制限する等のルールを定める。

#### )クーリング・オフ

契約後一定の期間(8日間又は20日間)、冷静に再考して、無条件で解約できる機会を消費者に与える制度

#### )意思表示の取消し

事業者が不実告知や重要事項の故意の不告知等の違法行為を行った結果、消費者が誤認して契約の意思表示をした場合、その取消しを可能とする制度

#### )解約時の損害賠償制限等

消費者が契約を中途解約する際に、事業者が請求できる損害賠償額の上限を設定等

# ○消費者契約法・景品表示法・特定商取引法の要件の重なりについて

消費者契約法の不当行為 ( :消費者契約法との重なり有り、 :一定の条件の場合、重なり有り、 -:なし)	不当勧誘				不当条項				
	情報提供			困惑		損害賠償の 免除 8条	平均的損害 9条1号	遅延損害金 9条2号	一般条項 10条
	不実告知 4条1項1号	断定的判断 4条1項2号	不利益事実の 不告知 4条2項	不遑去 4条3項1号	監視 4条3項2号				
<b>景品表示法における違反行為</b>									
1 優良誤認(4条1項1号)									
2 有利誤認(4条1項2号)									
3 指定告示(4条1項3号)									
<b>特定商取引法における禁止行為</b>									
1 氏名等の明示義務違反(3条、16条、33条の2、51条の2)	-	-	-	-	-				
2 書面交付義務違反(4条、5条、18条、19条、37条、42条、55条)	-	-	-	-	-				
3 不実告知(6条1項、21条1項、34条1項・2項、44条1項、52条1項)	-	-	-	-	-				
4 事実不告知(6条2項、21条2項、22条2号、34条1項、省31条2号、44条2項、52条1項)	-	-	-	-	-				
5 威迫、困惑(6条3項、21条3項、34条3項、44条3項、52条2項)	-	-	-	-	-				
6 公衆の出入りししない場所の勧誘(6条4項、34条4項、52条3項)	-	-	-	-	-				
7 債務の履行拒否、遅延(7条1号、22条1号、38条1項1号、46条1号、56条1号)	-	-	-	-	-				
8 重要事項事実不告知(7条2号、46条2号)	-	-	-	-	-				
9 迷惑な勧誘、迷惑な解除妨害(省7条1号、省23条1号、省39条1号)	-	-	-	-	-				
10 判断力不足に乘じた販売(省7条2号、省23条2号、省31条6号、省39条2号、省46条2号)	-	-	-	-	-				
11 適合性原則違反(省7条3号、省23条3号、省31条7号、省39条3号、省46条3号)	-	-	-	-	-				
12 契約書面に虚偽記載をさせる(省7条4号、省23条4号、省31条8号、省39条4号、省46条4号)	-	-	-	-	-				
13 分かりやすい書面以外で生命保険の契約を締結させること(省7条5号)	-	-	-	-	-				
14 立ちふさがり・つきまとい(省7条6号)	-	-	-	-	-				
15 誘導開封(省7条7号、省23条5号、省39条5号)	-	-	-	-	-				
16 指示に違反する行為(7条、14条、22条、38条、46条、56条)	-	-	-	-	-				
17 業務停止命令に違反する行為(8条、15条、23条、39条、47条、57条)	-	-	-	-	-				
18 訪問販売協会会員詐称(28条)	-	-	-	-	-				
19 広告の記載事項違反(11条、35条、53条)	-	-	-	-	-				
20 誇大広告(12条、36条、43条、54条)	-	-	-	-	-				
21 電磁的広告の受信拒否者に対する再送信の禁止(12条の3)	-	-	-	-	-				
22 前払い式通信販売、電話勧誘販売の承諾の通知(13条、20条)	-	-	-	-	-				
23 意に反して契約の申込みをさせようとする行為(省令16条)	-	-	-	-	-				
24 通信販売協会会員詐称(31条)	-	-	-	-	-				
25 契約を締結しない意思を表示した者への再勧誘等(法17条)	-	-	-	-	-				
26 財務内容の開示義務違反(45条)	-	-	-	-	-				
27 関連商品販売契約の債務の履行拒否、遅延(省39条6号)	-	-	-	-	-				
28 受信拒否者への再送信(36条の3、54条の3)	-	-	-	-	-				
29 断定的判断の提供(56条2号)	-	-	-	-	-				
30 迷惑な(迷惑をおぼえさせる)勧誘(38条1項3号、56条3号)	-	-	-	-	-				
31 迷惑な解除妨害(省31条1号、省46条1号)	-	-	-	-	-				
32 断定的判断を提供した勧誘(38条1項2号)	-	-	-	-	-				
33 不実告知、事実不告知の教唆(省31条3号)	-	-	-	-	-				
34 威迫・困惑の教唆(省31条4号)	-	-	-	-	-				
35 書面交付義務違反の教唆(省31条5号)	-	-	-	-	-				
36 報告、立入検査における資料の提出命令等に従わない行為(66条)	-	-	-	-	-				
<b>実体法上の効果</b>									
契約の申込みの撤回等(クーリングオフ:9条、24条、40条、48条、58条)						-	-	-	-
契約の申込みの撤回等に反する特約(9条8項、24条8項、40条4項、48条8項、58条4項)						-	-	-	-
損害賠償(10条1項、25条1項、40の2条3項、49条2項)						-	-	-	-
遅延損害金(10条2項、25条2項、40の2条4項、49条4項)						-	-	-	-
特定継続的役務提供契約における中途解約権(49条)						-	-	-	-
特定継続的役務提供契約における中途解約権に反する特約(49条8項)						-	-	-	-
売買契約に基づかないで送付された商品(ネガティブオプション:59条)						-	-	-	-

## 消費者契約法（不実告知）・特定商取引法（不実告知）

消費者契約法（不実告知）	特定商取引法（不実告知）
<p>第四条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 重要事項について事実と異なることを告げること。 当該告げられた内容が事実であるとの誤認</li><li>二 （略）</li></ul> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項第一号及び第二項の「重要事項」とは、消費者契約に係る次に掲げる事項であつて消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容</li><li>二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件</li></ul>	<p>第六条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして経済産業省令で定める事項</li><li>二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価</li><li>三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法</li><li>四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期</li><li>五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項（第九条第一項から第七項までの規定に関する事項を含む。）</li><li>六 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項</li><li>七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの</li></ul>

消費者契約法（不実告知）・景品表示法（優良誤認・有利誤認）・特定商取引法（誇大広告の禁止）

消費者契約法（不実告知）	景品表示法（優良誤認・有利誤認）	特定商取引法（誇大広告の禁止）
<p>第四条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。</p> <p>一 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認</p> <p>二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項第一号及び第二項の「重要事項」とは、消費者契約に係る次に掲げる事項であって消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものをいう。</p> <p>一 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容</p> <p>二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件</p>	<p>第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示</p> <p>二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（誇大広告等の禁止）</p> <p>第十二条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について広告をするときは、当該商品の性能又は当該権利若しくは当該役務の内容、当該商品の引渡し又は当該権利の移転後におけるその引取り又はその返還についての特約その他の経済産業省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。</p>

「勧誘」の意義は次ページ参照

「表示」の定義は次ページ参照

## 消費者契約法（勧誘）・景品表示法（表示）

消費者契約法（「勧誘」の定義）	景品表示法（「表示」の定義・告示）
<p>内閣府国民生活局消費者企画課編『逐条解説 消費者契約法[新版]』93頁</p> <p>「勧誘」とは、消費者の契約締結意思の形成に影響を与える程度の勧め方をいう。したがって、「〇〇を買いませんか」などと直接に契約の締結を勧める場合のほか、その商品を購入した場合の便利さのみを強調するなど客観的にみて特定の消費者に働きかけ、個別の契約締結の意思の形成に直接に影響を与えているとは考えられない場合（例えば、広告、チラシの配布、商品の陳列、店頭へ備え付けあるいは顧客の求めに応じて手交するパンフレット・説明書、約款の店頭掲示・交付・説明等や、事業者が単に消費者からの商品の機能等に関する質問に回答するに止まる場合等）は、「勧誘」に含まれない。</p>	<p>第二条（略）</p> <p>2 この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行なう広告その他の表示であつて、公正取引委員会が指定するものをいう。</p> <p>不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件（昭和37年6月30日 公正取引委員会告示第3号）（抄）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 法第2条第2項に規定する表示とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、次に掲げるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</li><li>二 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）</li><li>三 ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</li><li>四 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告</li><li>五 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）</li></ul>

**【参考 8】第 169 回国会福田内閣総理大臣施政方針演説(平成 20 年 1 月 18 日)**  
**(抜粋)**

私の内閣の使命は、国民の活力を引き出し、活力ある国民が活躍する舞台を用意することです。行政は常に国民の立場に立って、国民が何を求めているのかということを、念頭に置かねばなりません。まずは、将来の不安を無くす仕組みをつくり、その基礎の上に、誰もが成長を実感できるような経済社会を構築する必要があります。

また、活発な貿易など、海外との良好な関係なくしては存立し得ない日本にとって、世界が平和で安定していることは、極めて重要なことです。更に目を広げれば、我々の生活の将来を地球規模で確保するためにも、地球環境問題への真摯な取組が必要です。

これらの実現に向け、

第一に、生活者・消費者が主役となる社会を実現する「国民本位の行財政への転換」

第二に、国民が安心して生活できる「社会保障制度の確立と安全の確保」

第三に、国民が豊かさを実感できる「活力ある経済社会の構築」

第四に、地球規模の課題の解決に積極的に取り組む「平和協力国家日本の実現」

第五に、地球温暖化対策と経済成長を同時に実現する「低炭素社会への転換」

以上五つの基本方針に基づき、私は、国政に取り組んでまいります。

自らの手で困難を克服し、困っているときは助け合い、励まし合う、すなわち「自立と共生」の考えを基本理念とし、私は、国民本位の信頼される政治や行政の実現に向け、全力で邁進してまいります。

国民に新たな活力を与え、生活の質を高めるために、これまでの生産者・供給者の立場から作られた法律、制度、さらには行政や政治を、国民本位のものに改めなければなりません。国民の安全と福利のために置かれた役所や公の機関が、時としてむしろ国民の害となっている例が続発しております。私はこのような姿を本来の形に戻すことに全力を傾注したいと思います。

今年を「生活者や消費者が主役となる社会」へ向けたスタートの年と位置付け、あらゆる制度を見直していきます。現在進めている法律や制度の「国民目線の総点検」に加えて、食品表示の偽装問題への対応など、各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための強い権限を持つ新組織を発足させます。併せて消費者行政担当大臣を常設します。新組織は、国民の意見や苦情の窓口となり、政策に直結させ、消費者を主役とする政府の舵取り役になるものです。すでに検討を開始しており、なるべく早期に具体像を固める予定です。

公務員の意識の改革も併せて必要です。「常に国民の立場に立つ」をモットーに例えば利用者の利便を考え、手続の簡素化を進めるなど、現場の公務員も含め、仕事への取り組み方を大きく変えていきます。

## 【参考9】消費者契約法、景品表示法、特定商取引法の目的

### 消費者契約法第1条

この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができる こととすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 不当景品類及び不当表示防止法第1条

この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### 特定商取引に関する法律第1条

この法律は、特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。以下同じ。）を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

## 【参考 10】同一事件に係る請求権の制限、移送、弁論等の併合について

### 同一事件に係る請求権の制限（消費者契約法第 12 条第 5 項第 2 号）

- 5 前各項の規定による請求（以下「差止請求」という。）は、次に掲げる場合には、することができない。
- 一 当該適格消費者団体若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該事業者等に損害を加えることを目的とする場合
  - 二 他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等（訴訟並びに和解の申立てに係る手続，調停及び仲裁をいう。以下同じ。）につき既に確定判決等（確定判決及びこれと同一の効力を有するものをいい，次のイからハまでに掲げるものを除く。以下同じ。）が存する場合において，請求の内容及び相手方である事業者等が同一である場合。ただし，当該他の適格消費者団体について，当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し，次条第 1 項の認定が第 34 条第 1 項第 4 号に掲げる事由により取り消され，又は同条第 3 項の規定により同条第 1 項第 4 号に掲げる事由があった旨の認定がされたとは，この限りでない。
    - イ 訴えを却下した確定判決
    - ロ 前号に掲げる場合に該当することのみを理由として差止請求を棄却した確定判決及び仲裁判断
    - ハ 差止請求をする権利（以下「差止請求権」という。）の不存在又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求（第 24 条において「差止請求権不存在等確認請求」という。）を棄却した確定判決及びこれと同一の効力を有するもの

## 【本条の趣旨】

内閣府国民生活局消費者企画課編『逐条解説 消費者契約法[新版]』241 頁「本制度において複数の適格消費者団体が実体権としての差止請求権を有するものとした場合，仮にその請求権の行使に何らの制約も設けないとすると，同一事業者等に対する同一内容の請求に係る訴えが判決の確定後も繰り返し無制限に提起され，矛盾判決が併存するとともに，事業者等が過大な応訴の負担を負い訴訟経済に反する等の弊害を生ずることとなるため，このような弊害を除去するための仕組みを整備することが制度設計における必要不可欠の要請となる。

そこで，本制度における差止請求権自体の付与の在り方として，内閣総理大臣による適格性の認定を受けたある適格消費者団体により差止請求権が訴訟等（訴訟のほか，和解の申立ての手続及び仲裁・調停を含む。以下同じ。）において行使され，当該訴訟等につき既に確定判決等（確定判決のほか，裁判上の和解，請求の認諾・放棄，調停合意，仲裁判断など確定判決と同一の効力を

有するものを含む。)が存する場合(注)には、上記の制度的な要請にかんがみ、他の適格消費者団体は同一事業者等に対する同一内容の請求について差止請求権を行使することができないものとする必要があるかつ相当であるため、そのような確定判決等の存在を差止請求権の権利行使阻却事由(第5項第2号本文)として規定することとしている(これは既判力の拡張とは異なり、上記の弊害を除去する観点から政策的に規定した実体権自体の制限であり、(ア)訴訟外の後続の請求も制限され、(イ)同一事業者等に対する同一内容の請求である限り、前訴の判決確定後に後訴が提起された場合のみならず、同時提訴に係る複数の訴えのうち一の訴えにつき判決が確定した場合も、同様の結論となり、いずれも後続の訴えに係る請求は棄却されることとなる。)

#### **移送(消費者契約法第44条)**

裁判所は、差止請求に係る訴えが提起された場合であって、他の裁判所に同一又は同種の行為の差止請求に係る訴訟が係属している場合においては、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は他の管轄裁判所に移送することができる。

#### **【本条の趣旨】**

内閣府国民生活局消費者企画課編『逐条解説 消費者契約法[新版]』411頁

本法では、複数の適格消費者団体により同一の事業者に対する同一の行為を対象とする請求に係る訴えが同時に提起される可能性があり、訴訟経済や事業者の応訴負担の合理化、判決内容の抵触の防止等の観点からは、できる限り審理を集中する必要がある。また、必ずしも同一の事業者ないし行為を対象とする訴えでなくても、類似した勧誘行為又は契約条項の使用に関する訴えについては、実質的な事実上又は法律上の争点が重複することも考えられ、その場合、審理を共通にすることによる利益は同様に認められる。そこで、同一又は同種の行為の差止請求に係る訴訟について、弁論の併合を可能とするため、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、裁判所の裁量によって移送することを可能としている。

これにより、例えば、受託者等の営業所の管轄裁判所に受託者等と事業者の双方を被告とする差止請求の訴えが併合提起された場合でも、上記の諸事情を考慮して相当と認められるときであれば、事業者を被告とする事件を分離した上で当該事件のみを事業者の本店所在地の管轄裁判所に移送することも可能となる。なお、複数の適格消費者団体による同一事業者等に対する同一の請求に

係る訴えが、審級を異にする複数の裁判所に係属している場合、裁判所はそれらの複数の訴訟の弁論を併合することはできないが、同じ審級に係属するようになった時点で適宜移送により同一の裁判所に係属させた上で弁論を併合し（法第45条）、適切に対処することが可能になると考えられる。

#### **弁論等の併合（消費者契約法第45条）**

請求の内容及び相手方である事業者等が同一である差止請求に係る訴訟が同一の第一審裁判所又は控訴裁判所に数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。ただし、審理の状況その他の事情を考慮して、他の差止請求に係る訴訟と弁論及び裁判を併合してすることが著しく不当であると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合には、当事者は、その旨を裁判所に申し出なければならない。

#### **【本条の趣旨】**

内閣府国民生活局消費者企画課編『逐条解説 消費者契約法[新版]』413頁

本法において、適格消費者団体は、それぞれ実体権としての差止請求権を有するが（法第12条）、他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等につき確定判決等が存する場合において、請求の内容及び相手方である事業者等が同一である場合には、差止請求をすることができないこととしている（同条第5項第2号本文）。これは、それぞれの適格消費者団体が有する差止請求権の行使に何らの制約も設けないとすると、同一事業者等に対する同一内容の請求に係る訴えが判決の確定後も繰り返し無制限に提起されることによる弊害が想定されるため、これを除去するために請求権行使の制約事由として規定しているものである。

このような請求権行使の制約の下では、複数の適格消費者団体により同一事業者等に対する同一内容の請求に係る訴えが提起される場合には、できる限り判決内容を合一的に確定するのが望ましい。そこで、本条において、請求の内容及び相手方である事業者等が同一である差止請求に係る訴訟が同一の第一審裁判所又は控訴裁判所に数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならないこととしたものである（第1項本文）。ここで、同一の第一審裁判所又は控訴審裁判所に係属しているときとしているのは、同一審級である同一の訴訟上の又は官署としての裁判所に係属している訴訟についてのみ併合することとするものである。

ただし、できる限り判決内容を合一的に確定するのが望ましいといっても、先行する訴訟が終局判決をするに熟している一方で、不当な目的に基づく訴えや当初から引き延ばし的な態様で請求理由の薄弱な訴えが提起されたなどの場合、弁論及び裁判を併合することにより、先行する訴訟が不当に遅延すること

もあり得ることから、併合することが著しく不相当と認める場合には、裁判所は併合しないことができることとしている（第1項ただし書）。

## 【参考 11】ドイツ、フランスにおける消費者団体訴訟制度について

### ドイツにおける消費者団体訴訟制度の概要

#### 1. 経緯

ドイツの消費者団体訴訟制度は我が国と比べ長い経験を持つが<sup>1</sup>、1965年の不正競争防止法改正により始まる。

1976年には普通取引約款規正法にも採用され、違法な約款条項の使用や推奨の差止めを求める提訴権が消費者団体に認められた。

1998年の「消費者利益の保護のための差止めの訴えに関するEU指令」により、消費者の利益を害する行為が国境を越えて行われた場合、違反行為が生じた加盟国の管轄裁判所等に、他の加盟国で提訴権を認められている団体等が差止めの申立てをできるよう、必要な措置を講ずることが各加盟国で義務づけられた。同指令に対応するため、2000年に不正競争防止法及び普通取引約款規正法を一部改正した。この重要な変更点は、訪問販売法、消費者信用法、隔地販売法等の消費者保護法規の違反に団体訴訟の範囲が拡張されたこと、連邦管理庁またはEC委員会の登録を提訴権の要件としたことである。

2001年に、債務法の現代化の一環として普通取引約款規制法の実体法部分が民法典に編入され、団体訴訟を含む手続法部分は差止訴訟法として編集された。同時に、法的助言法の一部改正により損害賠償請求権などの債権を裁判上取り立てることが可能となった。

2004年には不正競争防止法が全面改正されたことにより消費者団体に利益剥奪請求権が認められた。

#### 2. 現状

上記の経緯を経て、現在の消費者団体訴訟制度に至ったが、以下の5つの点に着目し、ドイツの現状を示す。

##### (1) 差止請求の対象範囲

多数消費者の利益を害する違法行為の差止めの訴えを消費者団体に許容しており、65年の不正競争行為から、76年の不当な約款条項の使用、2000年の各消費者保護法規の違反と対象範囲を拡大してきている。

##### (2) 消費者団体の差止請求権

ドイツにおける差止請求権の法的性質は、不正競争防止法及び差止訴訟法に

---

<sup>1</sup> 別紙参照

において、消費者団体に差止請求権が帰属すると明確に規定している。従来の通説・判例も、消費者団体が固有の差止請求権を持つとしてきた。

### (3) 消費者団体の認定要件

差止請求権を行使するためには、連邦管理庁のリスト（またはEC委員会の名簿）に登録されている必要がある。そのためには、「啓発および助言により消費者の利益を営業上でもなく一時的でもなく保護することを定款上の任務とする法人格ある団体」が、「この任務領域で活動する団体または75名以上の自然人を構成員として有し、少なくとも1年以上存続し、かつその従前の活動に基づき適切な任務遂行を保障する」ときに、当該団体が申請をしなければならない。要するに定款上の任務、法人格、構成員、存続期間および活動実績が基準として要求される。

### (4) 差止請求権の行使

消費者団体の差止請求権の行使は、特段の定めのないかぎり一般の民事訴訟における規律が妥当する。

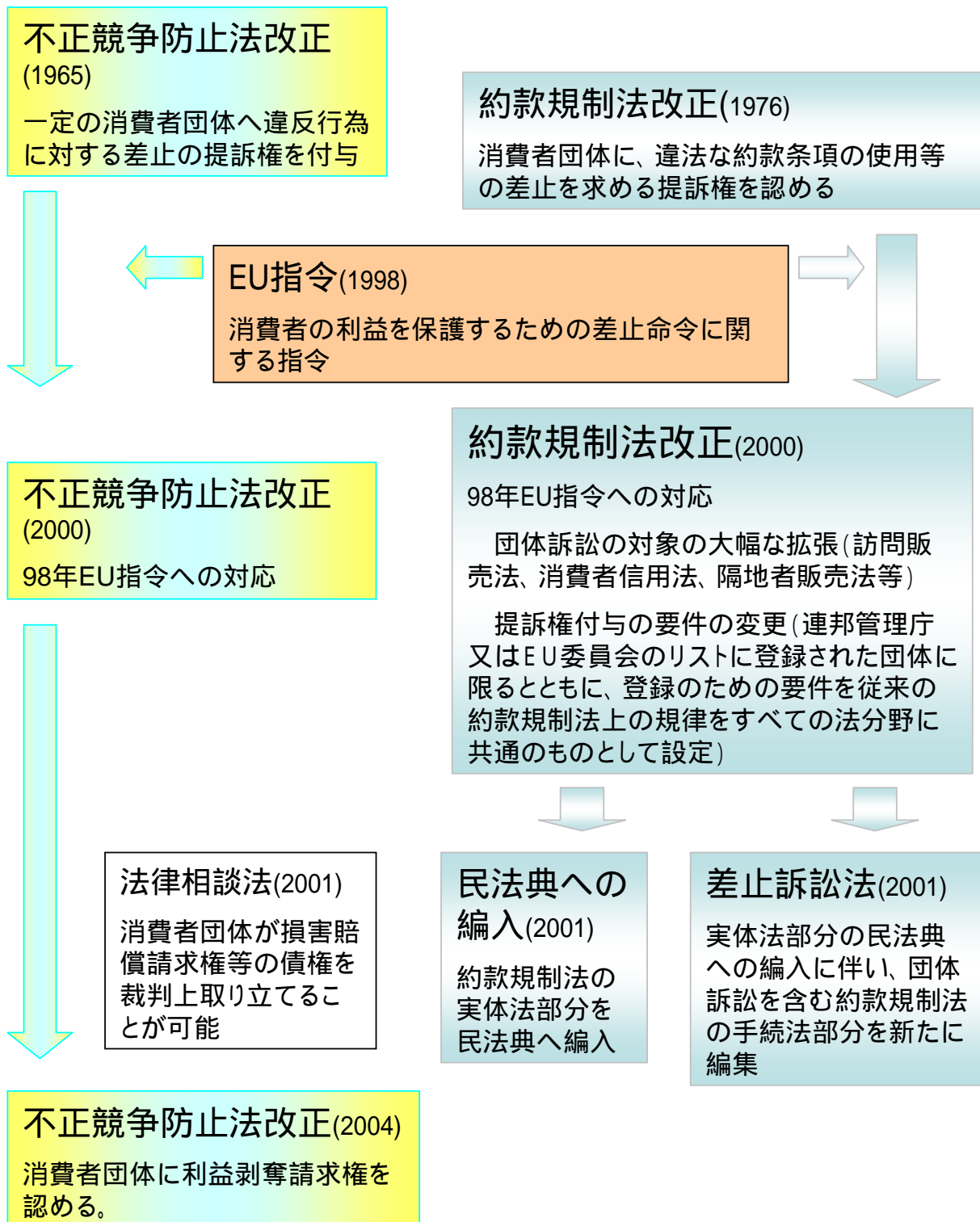
差止請求権は、複数の団体に帰属しうることから、事業者は、同一の違反行為を理由に複数の団体から差止めの訴えを提起される可能性があるが、常に別訴や後訴が可能ではなく、濫用に対処する規定が置かれている。

### (5) 差止判決の効力

差止判決の効力についても、特段の定めのないかぎり、一般の民事訴訟における規律が妥当する。

差止訴訟法には、無効約款条項の使用を差し止める確定判決の場合、団体訴訟の対象となる他の違法行為の差止判決の場合とは異なり、判決効の拡張の制度が設けられている。また、原告の請求認容判決が言い渡されたときの判決公告の制度がある。

# ドイツにおける消費者団体訴訟制度の推移



## フランスにおける消費者団体訴訟制度の概要

### 1. 経緯

フランスの消費者団体訴訟制度は、1973年12月27日法(いわゆるRoyer法)により、認可された消費者団体は、すべての裁判所において、消費者の集団的利益に直接又は間接に損害を加える行為に関する私訴権が認められたことにより始まる<sup>2</sup>。これにより、多くの消費者団体訴訟が提起されたという。

1988年1月5日法では、犯罪行為にかかる私訴権が維持されるとともに、不当条項削除訴権が新たに創設され、現在のフランスの消費者団体訴訟制度の骨格が形成された。

更にこれを補完する形で、1992年1月18日法が制定され、そこでは新たに消費者団体による代位損害賠償訴権が創設された。これにより、団体訴訟による保護の対象が消費者の集団的利益から、さらにその個別的利益にまで拡大された。

1993年7月26日法による法典化に伴い、これらの法律は消費者法典の中に吸収されることになった。

1998年5月19日のEU指令を踏まえて、2001年8月23日オルドナンスによって消費者法典が改正され、従来の不当条項削除訴権が違法行為停止訴権として対象を拡大し、さらにEU域内の国境を越えた違法行為の停止についても一部団体訴訟の対象とするなどの措置がとられている。

### 2. 現状

#### (1) 団体訴訟の要件

団体訴権を行使するためには事前の団体の認可が前提となるが、その基準は、消費者法典及び政令において、全国的又は地域的な代表性を考慮し、存続期間(少なくとも1年以上の存続)、消費者利益の保護のための実効的かつ公然の活動、規模=構成有料会員(全国団体であれば1万人、地方団体であればその地域活動に十分な数)が挙げられている。

団体訴訟の濫用を防止する規定は存在していないが、濫訴の弊害が論じられていないことから、認可制度が一定の機能を果たしていると評価できる。

#### (2) 消費者団体が行使できる訴権

現在、消費者団体が行使できる訴権としては、私訴権、違法行為停止訴権、代位損害賠償訴権の3つがある。

##### 私訴権

---

<sup>2</sup> 別紙参照

消費者団体の私訴権は、消費者の集団的利益に直接又は間接に損害を加える行為に関連して、私訴当事者に認められた権利を認可消費者団体も行使できるとするものである。

訴権が認められる要件として、一つは対象が犯罪行為に基づくものであり、もう一つは消費者の集団的利益に対する直接・間接の損害があることである。これらの私訴権は、民事裁判所・刑事裁判所のいずれでも行使でき、独立しても公訴に付随してもよい。

私訴の目的となるのは、一つは犯罪行為に基づく消費者の集団的利益に対する損害の賠償請求であり、もう一つは消費者の集団的利益の侵害を予防するものとして重要性を持つ違法行為の停止及び違法条項の削除である。

#### 違法行為停止訴権

1998年のEU指令に基づいて、2001年のオルドナンスによって旧法上の不当条項の削除の訴権を拡大したものである。欺瞞広告や訪問販売等のEU指令によって指定された行為が対象になっている。

#### 代位損害賠償訴権

1992年の法改正で認められ、共通の加害者及び原因に基づく損害を受けた特定の複数被害者から授權を受け、全国レベルで認可された消費者団体が損害賠償請求権を行使するものである。

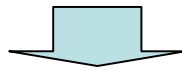
これは、消費者の集団的利益の損害を問題にするものではなく、共通の原因に基づく集積した個別的損害を対象としている。

但し、この訴権の行使はほぼ絶無とされ、失敗に終わったとの評価が一般的である。

# フランスにおける消費者団体訴訟制度の推移

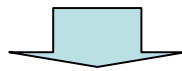
1973年12月27日法(Royer法)

消費者の集団的利益に直接または間接に損害を加える行為に関する私訴権の承認



1988年1月5日法

不当条項削除権の創設



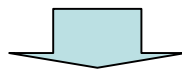
1992年1月18日法

消費者団体による代位損害賠償訴権の創設による、団体訴権の対象の個別的利益への拡大



1993年7月26日法(消費者法典)

上記の団体訴権に関する法律を吸収

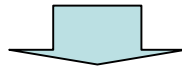


1998年5月19日

(消費者の利益を保護するための差止命令に関するEU指令)

適格者が違反行為の停止又は禁止を求める訴訟手続の設置

国境を越えた消費者団体訴訟を可能にする規定



2001年8月23日オルドナンスによる消費者法典の改正

98年のEU指令を踏まえ、従来の不当条項削除訴権を違法行為停止訴権として対象を拡大

## 【参考 12】 内閣総理大臣と他の行政機関との連携の例

### 警察庁長官の意見聴取（消費者契約法第 15 条第 2 項）

- 2 内閣総理大臣は、前条の規定による認定の申請をした者について第十三条第五項第三号、第四号又は第六号八に該当する疑いがあると認めるときは、警察庁長官の意見を聴くものとする。

### 【本条の趣旨】

内閣府国民生活局消費者企画課編『逐条解説 消費者契約法[新版]』288 頁  
本法においては、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために、事業者に対する差止請求権を法律で新たに創設し、これを適格消費者団体に付与することとしている。

こうした権利については、その権利保有・行使主体が適切でない場合、企業恐喝等の手段として悪用されるおそれがあるため、所要の認定要件（法第 13 条第 3 項各号）及び欠格事由（法第 13 条第 5 項各号）を法定しているが、とりわけ暴力団等が何らかの形で本制度に関与等することは厳に排除する必要がある。

このため、内閣総理大臣は、認定の申請をした者について、暴力団員の関与等の疑いがあると認められるときは、暴力団やその構成員、活動状況等についての情報を有する警察庁長官の意見を聴取するものとしている。

### ○官公庁への協力依頼（消費者契約法第 37 条）

内閣総理大臣は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

### 【本条の趣旨】

内閣総理大臣による適格消費者団体の認定制度を的確に運営し、差止請求関係業務が適正に行われることを確保するためには、官庁等が有する情報等を必要とする場合が考えられることから、内閣総理大臣の官庁等に対する照会及び協力依頼の規定を置くこととしている。

### 内閣総理大臣への意見（消費者契約法第 38 条）

警察庁長官は、適格消費者団体について、第十三条第五項第三号、第四号又は第六号八に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、内閣総理大臣が当該適格消費者団体に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

## 【本条の趣旨】

内閣府国民生活局消費者企画課編『逐条解説 消費者契約法[新版]』392頁

本法においては、暴力団員の関与等がある場合を欠格事由として規定するとともに（法第13条第5項第3号、第4号及び第6号八）、内閣総理大臣は、適格消費者団体の認定の申請をした者について、暴力団員の関与等の疑いがあると認めるときは、暴力団やその構成員、活動状況等についての情報を有する警察庁長官の意見を聴くものとし（法第15条第2項）、誤って欠格事由がある者を認定することがないように運用しているところであるが、認定をした後、内閣総理大臣において、常に暴力団員が関与等していないかといった点について詳細かつ正確な情報を把握することは、現実には困難である。

そこで、警察庁長官は、適格消費者団体について、暴力団員の関与等の事実があると疑うに足りる相当の理由があるため、内閣総理大臣が当該適格消費者団体に対して適切な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に対してその旨の意見を述べるができることとしている。

なお、この意見に法的拘束力はないが、内閣総理大臣は、この意見に応じて、報告徴収及び立入検査（法第32条）、適合命令及び改善命令（法第33条）、認定の取消し（法第34条）等の措置をとることになるものと考えられる。

## 【参考 13】 内閣総理大臣と適格消費者団体との間の情報共有

### 通知及び報告（消費者契約法第 23 条第 4 項、第 5 項）

- 4 適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容 その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、当該適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知及び報告をしたものとみなす。
- 一 第四十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による差止請求をしたとき。
  - 二 前号に掲げる場合のほか、裁判外において事業者等に対し差止請求をしたとき。
  - 三 差止請求に係る訴えの提起（和解の申立て、調停の申立て又は仲裁合意を含む。）又は仮処分命令の申立てがあつたとき。
  - 四 差止請求に係る判決の言渡し（調停の成立、調停に代わる決定の告知又は仲裁判断を含む。）又は差止請求に係る仮処分命令の申立てについての決定の告知があつたとき。
  - 五 前号の判決に対する上訴の提起（調停に代わる決定に対する異議の申立て又は仲裁判断の取消しの申立てを含む。）又は同号の決定に対する不服の申立てがあつたとき。
  - 六 第四号の判決（調停に代わる決定又は仲裁判断を含む。）又は同号の決定が確定したとき。
  - 七 差止請求に係る裁判上の和解が成立したとき。
  - 八 前二号に掲げる場合のほか、差止請求に係る訴訟（和解の申立てに係る手続、調停手続又は仲裁手続を含む。）又は差止請求に係る仮処分命令に関する手続が終了したとき。
  - 九 差止請求に係る裁判外の和解が成立したときその他差止請求に関する事業者等との間の協議が調つたとき、又はこれが調わなかつたとき。
  - 十 差止請求に関し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であつて、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとするとき。
  - 十一 その他差止請求に関し内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の内閣府令で定める方法により、他の適格消費者団体に当該報告の日時及び概要その他内閣府令で定める事項を伝達するものとする。

### 【本条の趣旨】

内閣府国民生活局消費者企画課編『逐条解説 消費者契約法[新版]』319頁

適格消費者団体には、差止請求権の行使に関し、相互の連携協力に係る努力義務を課すこととしているが（本条第3項）、他の適格消費者団体による差止請求権の行使の状況を把握し得るようにすることにより、相互の連携協力をより消費者利益に資するよう具体的、実効性のあるものとし得ると考えられること、他の適格消費者団体が追行した訴訟に係る確定判決等が既にある場合における同一事業者等に対する同一内容の請求について、権利行使阻止事由として規定することとしており（法第12条第5項第2号本文）、この点からも、他の適格消費者団体の主要な行為の動向を把握し得るようにしておく必要があると考えられることから、適格消費者団体に対し、他の適格消費者団体への通知義務を課すこととしている。

また、本法における差止請求権は、不特定かつ多数の消費者利益の擁護のために内閣総理大臣が認定した適格消費者団体に特別に付与されるものであり、認定制度を運営する内閣総理大臣は、差止請求権の適正な行使の確保を図る必要がある、内閣総理大臣は、適格消費者団体から節目節目で必要な報告を受けることにより、その適正な監督を期す必要があることから、適格消費者団体に対し、内閣総理大臣への報告義務を課すこととしている。

# 差止請求に関する情報収集・提供の流れについて

